

小千谷市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和2年2月25日

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫
同 山賀 一雄

小監 第 73号2
令和2年2月25日

小千谷市長 大塚昇一様

小千谷市監査委員 佐藤昭夫
同 山賀一雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査対象
農林課及び農業委員会における令和元年度の財務に関する事務の執行
2. 監査の期間
令和2年1月24日 ～ 令和2年2月25日
3. 監査の方法
農林課及び農業委員会における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取して行った。
4. 監査の結果
財務に関する事務の執行について、おおむね適正と認めた。